

技術士の定義

法第2条に、『技術士』とは、登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等な専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者をいう。となっている。

技術士資格の必要性・有効性

以前はコンサルタント会社(業務)に必要な資格と思われていたが、現在は、定義にあるように科学技術に関する高等な専門的応用能力であり、官公庁、建設業(ゼネコン)にも必要な資格となっている。

その有効性は、個人の技術力の向上次第だが、仕事上、生活設計上で大いに発揮される。

技術士会資料 P.7 部門別登録者数と勤務先

国際舞台のレビューも可能に！

APECエンジニア、EMF国際エンジニアなど、国際共通の有能な技術者として認定されるようになっており、審査を受け登録すれば、国際舞台でも活躍できる基盤ができている。

技術士制度とJABEE制度の活用について

現在、『技術士』資格は、技術士第二次試験合格者で、技術士法第32条に基づき登録した者のみが使用できる。技術士第二次試験を受験するには、技術士第一次試験合格者、あるいはJABEE認定プログラム修了者のいずれかが必要である。

基本的には、JABEE認定プログラム修了後7年の実務経験があれば、受験資格はできる。

一方、身近に指導してもらえる技術士が存在し技術士補の登録ができれば、登録後実務経験4年で受験は可能になる。なお院卒者は、院研究は実務経歴にカウントされるので2年となる。

すなわち、JABEE制度は、修了者に対して技術士第一次試験を免除し、技術士第二次試験の合格早道コースとなる。卒業と同時に、技術士の有力候補になるのである。

鉄は熱いうちに打て！

鉄は熱いうちに打て！というが、まさしく、そのために設けられたのがJABEE制度といえる！できるだけ好条件を活かして、早期に受験し、技術者としての天下人への基点を築いてほしい！

また、現在においても有資格者は優遇されているが、今後においては、有資格者でなければ、管理技術者として、担当技術者として、社会的には認められなくなる可能性がある。

実際、管理技術者は技術士であることが仕様書に記載されており、ビッグプロジェクトでは、更にトータル的な業務管理者として、総合技術監理部門技術士であることを求める事もある。

コンサルタント業務においても、建設業であっても、官公庁の中にあっても、今後は、実務技術者には、高度な専門的科学技術を網羅できる技術士を有する人材を求めるであろう。

それは、国内はもとより国際技術者・国際的な技術士として、当然あるべき姿と考える。

みなさんが、このJABEE制度を有効に活用し、技術士第二次試験を効率よく受験し、できる限り早く技術士となることを期待している！それは、立命館大学技術士会の目的の一つである。

立命館大学技術士会 HP → <http://alumni.ritsumei.jp/gijutsusikai/>